

佐賀県公安委員会告示第2号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による意見聴取の公示を行う佐賀県公安委員会ウェブサイト等への公示を次のように定める。

令和8年5月19日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第5条第2項（同法第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）及び第34条第2項（同法第35条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取の期日及び場所の公示は、佐賀県公安委員会のウェブサイトに掲載するとともに、公示事項が記載された書面を佐賀県警察本部設置の佐賀県公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を佐賀県警察本部に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年5月21日から施行する。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による聴聞の公示を行う佐賀県公安委員会掲示板の公示の廃止）

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による聴聞の公示を行う佐賀県公安委員会掲示板の公示（平成6年佐賀県公安委員会告示第6号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示は、この告示の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。